

象の日常利益を真実に擁護する労働組合としての綱領を掲げな
 けねばならぬ。
 何故ならは評議会は労働組合である以上労働大衆の日常経済
 利益を第一の契機として成立せざるを得ず之を最も勇敢に遂
 行することによつて始めて、その政治的任務をも達成し得るか
 りである。
 かくて我々は 次の新綱領を採用する、

綱 領

我が日本労働組合評議会は 階級的戦闘的労働組合として、
 次の當面の綱領を掲げ其の遂行を期す。

- 一、一日八時間労働制（一週四十八時間制）を於ては一
 日六時間労働制（一週三十六時間制）の即時実施
- 二、標準生活賃銀制の確立
- 三、失業手当法の制定
- 四、工場法 鉱業法の徹底的改正
- 五、婦人及幼年保護法の制定
- 六、官僚的就業規則の撤廃

- 七、健康保険法の徹底的改正
- 八、完全なる労働組合法の獲得
- 九、治安維持法 労働争議調停法 暴威取締法其の他無産階
 級弾圧法の即時撤廃
- 十、労働者の政党加入の自由
- 十一、フランスムに對する徹底的闘争
- 十二、国内労働組合戦線統一のための闘争
- 十三、国際労働組合会議の否認
- 十四、国際労働組合戦線統一のための闘争

（以上）